

第1章

【特集】激甚化・頻発化する災害に備えて

近年、警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等に的確に対処できるよう、災害対処能力の一層の向上に取り組んでいる。また、令和6年能登半島地震への対応を振り返り、課題を抽出した上で、大規模災害における警察活動の高度化を推進している。

1 近年の気象災害と警察活動^{注1}

(1) 平成30年7月豪雨

平成30年（2018年）6月28日から同年7月8日にかけて、前線及び台風第7号の影響により、西日本を中心とした広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、死者数が広島県で133人、岡山県で73人、愛媛県で32人となるなど、西日本を中心に死者263人、行方不明者8人等の被害が発生した。

警察では、2管区41都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊^{注2}延べ約1万9,400人及び25都府県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ435機を広島県警察、岡山県警察、愛媛県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。

(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）

令和元年（2019年）10月10日から同月13日にかけて、令和元年東日本台風の影響により、関東地方、東北地方等の各地で暴風を伴った大雨となった。この大雨等により、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、関東地方及び東北地方を中心に、死者84人、行方不明者3人等の被害が発生した。



▲行方不明者の捜索（広島）



▲警察用航空機による救出救助（岡山）



▲浸水地域における救出救助（宮城）

注1…「1 近年の気象災害と警察活動」における人的被害の数については、消防庁まとめ。
注2…76頁参照（第7章）

警察では、2管区34都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,400人及び17都道府県警察から警察用航空機延べ119機を宮城県警察、福島県警察、長野県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。

(3) 令和2年7月豪雨

令和2年7月3日から同月31日にかけて、前線の影響により、九州地方から東北地方にかけての各地で大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、河川の氾濫により住家に取り残されるなどして、九州を中心に死者84人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、1管区24都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約2,900人及び17都府県警察から警察用航空機延べ119機を熊本県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。

(4) 令和3年7月1日からの大雨

令和3年7月1日から同月3日にかけて、前線の影響により、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。特に、静岡県熱海市では、同月3日に土石流が発生するなどし、死者27人、行方不明者1人等の被害が発生した。

警察では、5管区27都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,100人及び2都府県警察から警察用航空機延べ8機を静岡県警察に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索等の活動を実施した。



▲被災者の避難誘導（長野）



▲浸水地域における救出救助（熊本）



▲行方不明者の搜索（熊本）



▲被災した建物からの救出救助（静岡）



▲行方不明者の搜索（静岡）

2 災害対処能力向上のための近年の取組

(1) 災害警備訓練施設を活用した実践的訓練

警察庁では、今後発生し得る大規模災害に備えるため、部隊に応じた救出救助訓練基準及び災害警備活動マニュアルを整備するとともに、災害警備訓練施設を整備し、体系的な災害警備訓練を推進している。

近畿管区警察局災害警備訓練施設を整備するに当たっては、要救助者が閉じ込められた空間における救出救助の訓練を行うため、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できるよう、建物倒壊のメカニズム等を考慮して可変式訓練ユニットを開発した。また、警視庁・東日本災害警備訓練施設を整備するに当たっては、津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現し、積み土のう訓練やボート、ロープ等を使用した救出救助訓練が可能な浸水域対応訓練ゾーンを設置した。



▲災害警備訓練施設における可変式訓練ユニットを活用した訓練



▲警視庁・東日本災害警備訓練施設における救出救助訓練



▲近畿管区警察局災害警備訓練施設における救出救助訓練

近畿管区警察局災害警備訓練施設の概要

近畿管区警察局災害警備訓練施設

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、警察の災害対処能力向上を目的に整備（H28.1～）
- 地震災害、土砂・火山災害及び水害に対応する12の訓練設備を配置
- 国内の災害特性を踏まえた実践的訓練と、安全で効率的な運用（訓練・施設管理）を実現する施設構成
- 各部隊・職員の専門性・経験・能力に応じた段階的・体系的な訓練が可能



(2) 警察用航空機の運用の高度化

近年、災害の激化・頻発化に伴い、大規模災害発生時における警察用航空機の運用件数が増加しており、警察用航空機の広域運用の強化による災害対処能力の向上が求められている。

警察庁では、令和3年、警察用航空機を災害対応における警察機動力の中核として位置付ける制度改正を行うなど、大規模災害発生時における警察用航空機の広域運用の強化等を図った。

また、大規模災害発生時に警察用航空機を最大限活用するためには、夜間や悪天候といった悪条件下であっても被災地に展開できる操縦技術等が不可欠であることから、警察では、令和3年度から、夜間飛行訓練、計器飛行訓練、緊急操作訓練等具体的な訓練項目を設定するなどし、操縦技術等の維持・向上を図っている。



▲警察用航空機による救出救助訓練

(3) 警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT）の発足

警察庁では、令和3年4月、被災地を管轄する都道府県警察の長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、これらの都道府県警察と警察庁災害警備本部等との連携を強化するため、大規模災害対応に関する専門的な知識を有する者で構成される、警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT）を発足させた。

D-SUTは、令和3年7月1日からの大雨に際し、静岡県警察本部、熱海市災害対策本部、被災現場の合同調整所等へ派遣されたほか、令和6年能登半島地震に際し、石川県警察本部、石川県災害対策本部、被災現場の合同調整所等へ派遣され、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等の支援を実施した。

警察庁災害対応指揮支援チーム D-SUT（ディー・サット）
[National Police Agency Disaster Response Command Support Team]

- ・ 全国警察から災害対応のエキスパートを選抜、被災地警察へ派遣、災害対応の指揮・調整機能を支援
- ・ 警備第三課長を班長とし、3ユニットを編成、恒常的チーム化

| | | |
|---|--|---|
| <p>①被災地警察災害警備本部支援ユニット</p> <p>被災地警察災害警備本部において、都道府県警察本部長が行う災害警備活動の指揮に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p>  <p style="font-size: small;">被災地警察本部</p> <p style="font-size: small;">警備局警備運用部職員及び警察庁災害対策室OBから編成</p> | <p>②合同調整所支援ユニット</p> <p>合同調整所及び現地指揮所において、現地指揮官が行う救出救助活動等部隊運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p>  <p style="font-size: small;">合同調整所</p> <p style="font-size: small;">警察庁指定広域技能指導官、各管区局災害担当補佐等から編成</p> | <p>③航空機運用支援ユニット</p> <p>被災地警察災害警備本部、被災地警察航空隊及び都道府県航空運用調整班において、都道府県警察本部長等が行う航空機運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p>  <p style="font-size: small;">各都道府県警察航空隊員等から編成</p> |
|---|--|---|

⇒ 災害対応に精通した支援要員を迅速に派遣し、機能的に運用することで、被災地警察の災害対応を更に強化

3 令和6年能登半島地震への対応を踏まえた取組

令和6年1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震が発生し、石川県志賀町及び輪島市で震度7を、同県七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を、それぞれ観測した。この地震に伴い、数多くの建物が倒壊したほか、大規模な土砂崩れや火災等が発生した。この地震により死者228人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、石川県警察において、警察本部長を長とする災害警備本部を設置するとともに、46都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊等延べ約13万5,000人、警察用航空機延べ306機を石川県警察に派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災状況についての情報収集、交通対策、情報通信対策、被災地の安全・安心を確保するための活動等を実施した。

現在も、石川県警察において、被災地の復旧・復興の前提となる治安の確保に努めているところ、警察庁では、令和6年能登半島地震における各種警察活動を振り返り、課題を抽出した上で、大規模災害における警察活動の高度化を推進している。

(1) 初動対応における情報収集・部隊展開

発災直後は、土砂崩れ等のため、特に被害の大きかった珠洲市や輪島市への陸路での移動が困難であったことから、四輪駆動車等を活用し、通行可能な道路に関する情報収集を行うとともに、被災地に到達するためのルートをややくに解明し、被災地への部隊展開を迅速に行った。また、自衛隊の協力を得て、広域緊急援助隊（警備部隊）の輸送を、自衛隊の大型ヘリコプターで行った。

今回の対応における経験を踏まえ、警察庁では、大規模災害発生時の最初期における情報収集・集約の更なる強化に資する方策を取りまとめ、例えば、部隊が被災地に到達するためのルート解明する任務を担う専従の職員を指定し、これに資する情報の収集を強化することとしている。また、悪路での走行や多くの資機材の積載が可能なバン型四輪駆動車や部隊の空路輸送を想定した小型・軽量の救出救助用資機材の整備を進めるなど、被災地警察及び特別派遣部隊が初動対応を十分に行うための取組を強化している。



▲道路の被災状況
(資機材を携行して徒歩で移動する部隊)



▲自衛隊による部隊輸送



▲警察用航空機による救出救助

(2) 救出救助・捜索

全国から派遣された広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は、石川県警察と一体となって、自衛隊、地方自治体、消防及びDMAT^注と連携しながら、倒壊家屋等からの救出救助活動のほか、土砂崩れ現場や広範囲で建物が焼失した地域における行方不明者の捜索活動を実施した。

今回の対応における経験を踏まえ、都道府県警察では、大規模災害発生時に、広域緊急援助隊（警備部隊）等が現場に到着するまでの間、救出救助活動に従事する警察署員の対処能力を向上させるための災害対処訓練を実施し、警察の災害対処能力の底上げを図るほか、地域住民による自治組織に対する防災啓発活動を実施し、地域の共助意識の醸成を図っている。

また、SNS上では、救助を求める被災者からの切迫した投稿があった一方で、実在しない被害を内容とする悪質な虚偽投稿も散見されたことを踏まえ、警察では、SNS上における救助要請等の情報を迅速に把握するとともに、信憑性の確認・判断やSNS事業者への削除依頼を行うなど偽・誤情報に的確に対処するための取組を推進している。



▲重機を活用した行方不明者の捜索

(3) 交通対策

38 都道府県警察から派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊は、石川県警察と一体となって、道路損壊箇所等に関する情報収集や、信号機が滅灯した主要な交差点等での警察官による交通整理・交通誘導を実施した。また、輪島・珠洲方面への主要な道路が被災したことを受け、災害復旧や救援物資輸送に係る交通の円滑を図るため、令和6年1月7日から3月15日までの間、「のと里山街道」の一部の区間の通行をこれらの業務のための車両に特化する交通規制を実施したほか、輪島・珠洲方面に向かう一般車両の通行自粛に係る広報啓発活動を実施した。

今回の対応における経験を踏まえ、警察では、大規模災害発生時に交通実態の把握が必要と見込まれる箇所のうち、警察では直ちに実態を把握することができない箇所を選定した上で、これらの箇所における情報収集に関する道路管理者との協力関係の強化に取り組むとともに、このような箇所に簡易に設置でき、管理をすることも容易なカメラ等、情報収集のための資機材の整備等について検討を進めることとしている。



▲警察官による交通整理

注…Disaster Medical Assistance Team の略称。医師、看護師等で構築され、大規模災害時の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

(4) 防犯対策

多くの被災者が自宅からの避難を余儀なくされたことを受け、被災地における空き巣等の犯罪を抑止するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、石川県警察は、45 都道府県警察から派遣された特別自動車警ら部隊等と一体となって、1日当たり警察官最大約 500 人、パトカー最大約 90 台の体制で被災地域や避難所周辺の警戒・警らを行ったほか、活動現場における広報等の活動を強力に行った。

また、警察では、被災地における防犯対策の一環として、犯罪の発生状況、防犯カメラの設置に関する被災者のニーズ及び設置による防犯上の効果を考慮した上で、石川県内において、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となっている地域の街頭等に防犯カメラ 1,006 台を設置した。こうした取組に対し、被災者からは、「防犯カメラが付き、ありがたい」、「防犯カメラが付いて安心している」などの声が寄せられた。

今回の対応における経験を踏まえ、警察では、被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等を行う部隊を新設した。

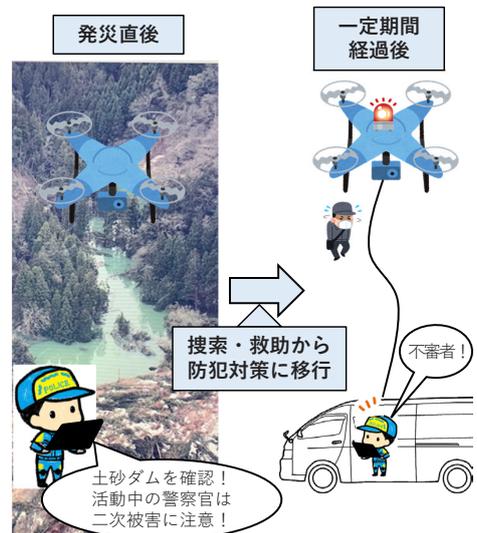
さらに、「令和 6 年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」^{注1}（令和 6 年 6 月令和 6 年能登半島地震に係る検証チーム）において、「被災状況等の把握」及び「地域の防犯対策の充実」のために有効な新技術として、小型無人機（ドローン）が挙げられたこと等を踏まえ、警察では、用途に応じて有線飛行と無線飛行を切替可能なドローンを整備し、発災直後の被災状況についての情報収集や、発災から一定期間経過後の検問等の防犯対策においてドローンを活用することとしている。



▲パトカーによる被災地の警戒・警ら



▲防犯カメラの設置状況



▲有線・無線切替ドローンの活用イメージ

(5) 警察活動に係る情報発信

石川県警察をはじめ都道府県警察では、被災者等の気持ちに寄り添い、また、避難に伴う不安を解消するため、SNS等を活用し、警察による被災者の救出救助活動、被災地域における警戒・警ら活動等に関する情報や防犯に資する情報を積極的に発信するとともに、避難所への訪問を

通じて、被災者等に対し、こうした情報の周知を図った。さらに、警察庁では、これらの情報を被災者等に届きやすくするため、様々なメディアに対し、被災地での警察活動を撮影した映像を提供したほか、警察庁ウェブサイト^{注2}や警察庁の SNS 上の災害情報専用アカウント^{注3}において、これらの情報の発信を行った。



▲ X (旧 Twitter) を活用した広報活動



▲ YouTube を活用した広報活動
(被災地におけるパトロールの状況)

注1…https://www.bousai.go.jp/jishin/oto/taisaku_wg_02/pdf/siryu04.pdf
注2…<https://www.npa.go.jp/bureau/security/biki/disaster.html>
注3…https://x.com/NPA_saigaiKOH0